

## 電子入札案件における紙入札の取扱いについて

入札参加者に、電子入札による入札参加が不可能な事態が生じた場合、その理由がやむを得ないものであるときは、以下の基準、手順のとおり紙入札での参加を認めることとしています。

### 紙入札での参加を認める基準

以下のようなやむを得ない理由がある場合は、紙入札での参加を認めます。

- ・ ICカードの取得を新規に申請している場合
- ・ 住所、商号又は名称、代表者職氏名（受任者含む）の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合
- ・ ICカードの失効、閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難による再発行手続き中の場合
- ・ パソコン端末のトラブル、通信回線のトラブル等で電子入札に対応できない等、その他やむを得ない事情があると認められる場合

### 紙入札参加の手順

#### 1．紙入札方式参加届出書の提出

上記基準を満たす場合、入札案件ごとに「紙入札方式参加届出書」（様式第1号）を財政課契約担当に持参し、提出してください。上記基準を満たしていることが確認された場合、届出が受付されます。

紙入札方式参加届出が受付された案件については、その後再び、電子入札での入札手続きに戻すことは出来ません。

#### 2．紙入札書の提出

「紙入札方式参加届出書」が受付られた時点で紙入札が可能となります。入札案件ごとに、「紙入札用入札書」（様式第2号）と内訳書等の入札参加必要書類を入れた封筒を財政課契約担当に持参し提出してください。

紙入札書の提出期限は、入札書受付締切日時までです。

提出した入札書は書換え、引換え又は撤回はできません

提出方法は持参のみです。（郵送不可）

封かんの方法は下記作成例を参照してください。

### 3．辞退届の提出

入札を辞退する場合は、辞退届を財政課契約担当に持参し提出してください。

辞退届の提出期限は、入札書受付締切日時までです。

入札書等の提出後、やむを得ないと認められる場合は、入札執行（開札）までの間は入札を辞退することができます。

提出した辞退届の撤回はできません。

### 4．紙入札書の開札と電子入札システムへの登録(発注者)

入札執行者は開札時に封筒を開封し、記載された入札金額、くじ入力番号を電子入札システムに登録します。

くじ入力番号の記載がない場合は「000」番となります。

### 5．入札結果の通知および公表

落札者にのみ口頭で通知します。入札結果については、入札情報公開システムに掲載します

## 入札用封筒の作成例（参考）

（作成方法）

#### 1 入札封筒の表面について記載すること

公告又は指名競争入札通知書に記載された件名

「**入札書及び工事費内訳書等在中**」

**入札日**

競争入札資格者名簿に登録されている入札参加者の所在地・氏名（商号または名称及び代表者名）

#### 2 封筒の裏面について

封かん箇所等は使用印鑑届出印にて封筒の継ぎ目3箇所へ押印

入札用封筒は糊、両面テープ等で封かんをすること。

記載事項の訂正は、二重線で消し、訂正のうえ届出印を訂正印として押印

縦書き横書きどちらでもかまいません。

1つの入札案件について1枚用意してください。

封筒の大きさ、色等について指定はありません。

封かんする前に入札書の記載内容を確認してください。

表面

件名

入札書及び工事費内訳書等在中  
入札日

住所 苅田町 000 番地 0  
氏名 (株)  
代表取締役

届出印

裏面

届出印

届出印

届出印